



## 今月の主な行事

- 2日 成人病学級 (9:30~ 中公)
- 地婦協定例会 (19:30~ 中公)
- 3日 1才6ヶ月児検診 (13:00~13:30 役場三階会議室)
- S 56、5、6月生
- スポーツ少年団指導者研修会 (19:30~ 中公)
- 4日 三ヶ月児健康相談 (9~10:00 役場当直室)
- S 57、9月生
- 5日 文化祭サッカー大会 (8:30~門中G)
- 卓球大会 (8:30~ 中公)
- 6日 上町栄養教室 (19:30~ 上町公民館)
- 7日 人権相談 (10~15:00 中公)
- 8日 宮ノ迫栄養教室 (19:30~宮ノ迫集会所)
- 9日 新生活学級 (19:30~ 中公)
- 12日 文化祭バドミントン大会 (8:30~中公)
- 15日 麻疹接種 (14:00~14:30 白石病院)
- 生後18ヶ月~36ヶ月
- 西門川高令者学級 (9:30~三ヶ瀬)
- 21日 中央高令者学級 (9:30~ 中公)
- 22日 農業委員会 (13~17:00 三階会議室)
- 23日 美容教室 (9:30~ 中公)
- 24日 町内小中学校終業式
- 28日 御用納

## ワッショイ ワッショイ!

(中央保育園まつり)

|           |     |             |    |    |    |
|-----------|-----|-------------|----|----|----|
| バレーボール教室  | (月) | 9:30 ~ 中公   | 6  | 13 | 20 |
|           | (水) |             | 1  | 8  | 15 |
| 草川スポーツ教室  | (木) | 19:30 ~ 草小  | 2  | 9  | 16 |
|           |     |             | 23 |    |    |
| 西門川スポーツ教室 | (火) | 19:30 ~ 西門中 | 7  | 14 | 21 |
| 習字教室      | (木) | 19:30 ~ 中公  | 2  | 9  | 16 |
|           |     |             | 23 |    |    |



## 11月1日現在人口

| 世帯数     | 男       | 女       | 計        |
|---------|---------|---------|----------|
| 5,291   | 8,972   | 9,754   | 18,726   |
| (5,288) | (8,966) | (9,745) | (18,711) |



宮の口区画整理事業中央通り線

昭和五十六年度一般会計の決算状況は、第二表のとおりです。

歳入歳出差引額は一億六千七百三十三万五千円となっており、前年度差引額が一億五千八百一十二万二千円ですので、これを差引いた額九百三十二万三千円が単年度収支で、すなわち、昭和五十六年度単年の黒字が九百三十二万三千円ということになります。

又各年度とも投資的事業（道路舗装や、区画整理事業など）の内容により各年度間の差があります。

## 一般会計

(第二表) 最近4ヶ年の決算状況 (単位：千円)

| 区 分           | 53年度      | 54年度      | 55年度      | 56年度      |
|---------------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 歳 入 総 額       | 3,425,283 | 3,819,446 | 4,214,890 | 3,724,702 |
| 歳 出 総 額       | 3,282,636 | 3,642,278 | 4,056,878 | 3,557,367 |
| 差 引 残 額       | 142,647   | 177,168   | 158,012   | 167,335   |
| 翌年度へ繰越すべき財源   | 0         | 5,605     | 0         | 0         |
| 実 質 収 支       | 142,647   | 171,563   | 158,012   | 167,335   |
| 単 年 度 収 支     | 49,423    | 28,916    | △ 13,551  | 9,323     |
| 積 立 金         |           | 30,000    | 55,500    | 53,500    |
| 実 質 単 年 度 収 支 | 49,423    | 58,916    | 41,949    | 62,823    |

一、歳入の状況

歳入の内、一番大きな割合を占めているのが地方交付税で全体の二九・四％、次いで国庫支出金が一八・三％、町税が一六・八％と言う順で県平均町税割合二〇・七％を大きく下まわっている反面、国庫の補助金や、所得税などの国税から配分される地方交付税及び借入金など、国庫依存割合が六七・八％となっており、国庫依存度の高い本町は概して国庫の政策によつて収入の変動を余儀なくされており、財政運営はきびしいものがあります。

(第三表) 昭和56年度一般会計歳入歳出決算額の状況 (歳入の決算状況)

| 区 分            | 昭和56年度    |       | 昭和55年度    |       | 比較増減           |                          |
|----------------|-----------|-------|-----------|-------|----------------|--------------------------|
|                | 決算額(A)    | 構成比   | 決算額(B)    | 構成比   | 増減額(A)-(B)=(C) | $\frac{C}{B} \times 100$ |
| 1. 町 税         | 624,294   | 16.8  | 566,386   | 13.4  | 57,908         | 10.2                     |
| 2. 地 方 譲 与 税   | 37,103    | 1.0   | 32,164    | 0.8   | 4,939          | 15.4                     |
| 3. 自動車取得税交付金   | 21,577    | 0.6   | 18,694    | 0.5   | 2,883          | 15.4                     |
| 4. 地 方 交 付 税   | 1,093,608 | 29.4  | 1,027,386 | 24.4  | 66,222         | 6.4                      |
| 5. 交通安全対策特別交付金 | 1,423     | —     | 1,512     | —     | △ 89           | △ 5.9                    |
| 6. 分担金及び負担金    | 73,657    | 2.0   | 72,561    | 1.7   | 1,096          | 1.5                      |
| 7. 使用料及び手数料    | 61,754    | 1.7   | 56,412    | 1.3   | 5,342          | 9.5                      |
| 8. 国 庫 支 出 金   | 679,833   | 18.3  | 999,384   | 23.7  | △ 319,551      | △ 32.0                   |
| 9. 県 支 出 金     | 387,488   | 10.4  | 404,574   | 9.6   | △ 17,086       | △ 4.2                    |
| 10. 財 産 収 入    | 19,192    | 0.5   | 48,162    | 1.2   | △ 28,970       | △ 60.2                   |
| 11. 寄 附 入 金    | 1,426     | —     | 4,183     | 0.1   | △ 2,757        | △ 65.9                   |
| 12. 繰 越 金      | 913       | —     | 13,617    | 0.3   | △ 12,704       | △ 93.3                   |
| 13. 繰 越 金      | 158,012   | 4.2   | 177,618   | 4.2   | △ 19,606       | △ 11.0                   |
| 14. 諸 収 入      | 261,722   | 7.0   | 193,387   | 4.6   | 68,335         | 35.3                     |
| 15. 町 歳 入 合 計  | 3,724,702 | 100.0 | 599,300   | 14.2  | △ 296,600      | △ 49.5                   |
|                |           |       | 4,214,890 | 100.0 | △ 490,188      | △ 11.6                   |

## 第三十一回

# 財政事情の公表

## 昭和五十六年度決算について

昭和五十六年度の我が国経済は、物価の安定、輸出の進展等を背景に個人消費において若干回復の方向を示したが、企業の設備投資は停滞し、特に中小企業は不振を続け依然倒産が相次ぎ、雇用情勢も足踏みの状態で推移しました。

一方国の財政は、昭和五十六年度を「財政再建元年」として位置づけ、公債発行額を二兆円減額するなどの措置を講じ昭和三十四年以来最低の伸びの緊縮予算が編成されたのでありますが、その後の経済を反映して税収が伸びなやみ、決算において二兆八千八百億円の歳入欠陥を生じ、極めて憂慮すべき事態となつております。さらに昭和五十七年度経済成長においても当初政府見通し五・二％の実質成長率を三・四％に修正がなされるなど明るいさざしのない状況であり、昭和五十七年度税収は、前年度を上廻る六兆円もの巨額な収入不足が見込まれ、国の財政はこれまでにない非常な事態にあるようです。

こうした情勢のもとで本町財政も、公債費、施設拡充による管理経費や、老人医療給付扶助費その他人件費などが年々増大していく中で、歳入面においては、町税をはじめ収入の確保に努める一方物件費などの一般行政経費の節減を図り、増大する行政需要に対処し積極的に公共事業の推進をはかり、農林漁業の振興や、住民生活の基盤となる社会資本の充実に意を用い、住みよい、豊かな、生きがいのある町づくりに努力して参りました。

(昭和五十七年十一月 第四回臨時議会、町長提案説明より)

こゝに昭和五十六年度の決算概要を公表説明いたします。



五十鈴地区土地改良総合整備事業

(第一表) 昭和56年度各会計の決算状況 (単位：円)

| 区 分<br>会 計 名     |                 | 予 算 現 額       | 決 算 額         |               | 歳入歳出        | 執 行 割 合 |      |
|------------------|-----------------|---------------|---------------|---------------|-------------|---------|------|
|                  |                 |               | 歳 入           | 歳 出           | 差引残額        | 歳 入     | 歳 出  |
| 一 般 会 計          |                 | 3,638,831,000 | 3,724,702,473 | 3,557,367,111 | 167,335,362 | 102.4   | 97.7 |
| 特<br>別<br>会<br>計 | 国 民 健 康 保 険 事 業 | 695,901,000   | 699,767,363   | 671,062,737   | 28,704,626  | 100.6   | 96.4 |
|                  | 中須土地地区画整理事業     | 14,909,000    | 14,905,432    | 14,905,432    | 0           | 99.9    | 99.9 |
|                  | 草川土地地区画整理事業     | 302,101,000   | 308,062,523   | 251,432,207   | 56,630,316  | 102.0   | 83.2 |
|                  | ふるさとの森造成事業      | 250,000,000   | 250,000,000   | 0             | 250,000,000 | 100.0   | 0    |
|                  |                 |               |               |               |             |         |      |
|                  | 小 計             | 1,262,911,000 | 1,272,735,318 | 937,400,376   | 335,334,942 | 100.8   | 74.2 |
| 合 計              |                 | 4,901,742,000 | 4,997,437,791 | 4,494,767,487 | 502,670,304 | 102.0   | 91.7 |

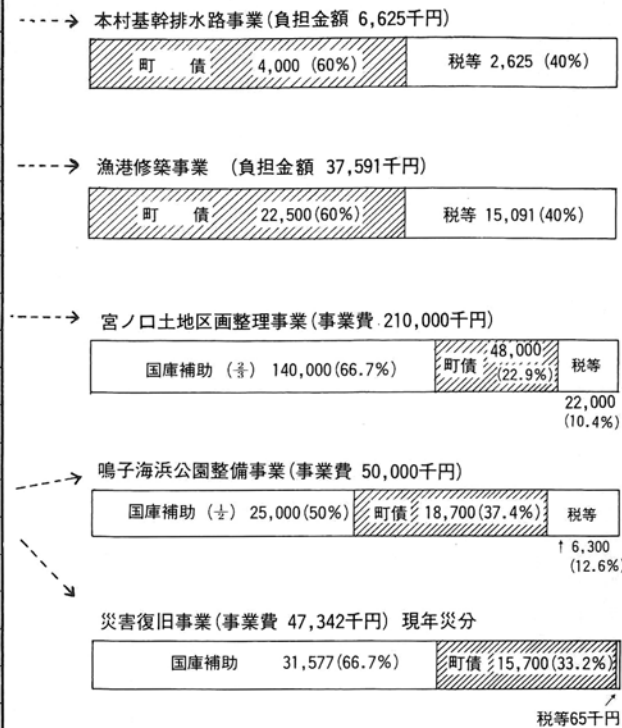
(2) 町 債

昭和56年度の投資的事業に充てた町債(長期借入金)は第五表のとおりです。

(第五表) 昭和56年度町債借入状況 (単位: 千円)

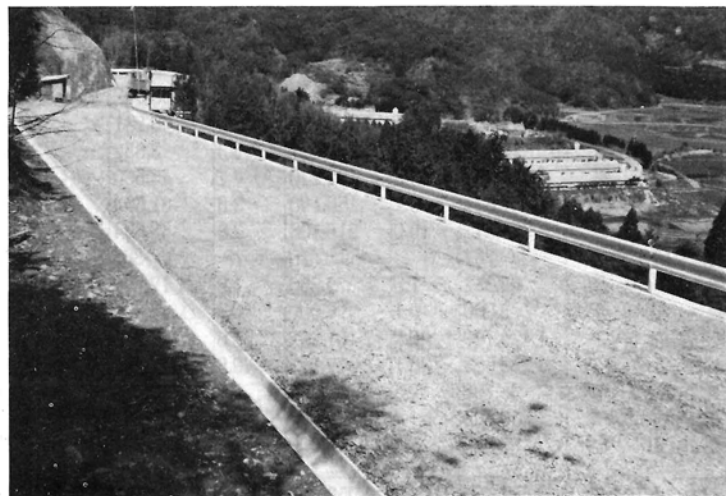
| 区 分         | 借入額     | 借入先          | 金利      | 償還年限  |
|-------------|---------|--------------|---------|-------|
| 本村基幹排水路事業   | 4,000   | 大蔵省          | 7.3     | 10    |
| 竹名農地保全事業    | 800     | "            | "       | 10    |
| 農地海岸保全事業    | 4,200   | "            | "       | 20    |
| 漁港海岸保全事業    | 2,500   | "            | "       | 20    |
| 漁港修築事業      | 22,500  | "            | "       | 20    |
| 漁港海岸環境事業    | 9,500   | "            | "       | 20    |
| 浅海漁場開発事業    | 21,000  | "            | "       | 20    |
| 沿岸漁場造成事業    | 1,200   | "            | "       | 20    |
| 宮ノ口土地区画整理事業 | 48,000  | "            | "       | 20    |
| 草川          | 54,900  | "            | "       | 20    |
| 都市下水路事業     | 9,200   | "            | "       | 20    |
| 街路事業        | 7,100   | "            | "       | 20    |
| 急傾斜崩防事業     | 10,300  | "            | "       | 20    |
| 公園整備事業      | 18,700  | "            | "       | 20    |
| 現年発生災害復旧事業  | 15,700  | "            | "       | 10    |
| 過年          | 6,200   | "            | "       | 10    |
| 住宅新築資金貸付金   | 2,300   | 郵政省          | "       | 15    |
| "           | 100     | 宮崎銀行         | 7.9     | 10    |
| 自然災害防止事業    | 6,000   | "            | 7.9     | 10    |
| 道路新設改良事業    | 36,200  | 県            | 7.5     | 10    |
| 公有林整備事業     | 14,000  | 公営企業<br>金融公庫 | 3.5~5.0 | 20~30 |
| 消防施設整備事業    | 8,300   | 全国自治協会       | 5.2     | 4     |
| 計           | 302,700 |              |         |       |

各事業費を「100」としたときの財源構成  
(昭和56年度実績)



地方債は、予算の定めるところにより地方債を起すことができるとされておりますが、その運用等については自治大臣又は県知事の許可が必要であり、特に近年公債費比率が高くなっており、取扱いは今後の財政事情等を充分検討したうえで対処してゆく必要があります。

二、歳出の状況  
昭和五十六年度の歳出総額は、三十五億五千七百三十六万七千円で、支出の状況を目的別に見ますと第六表のとおりであります。  
構成割合は、農林水産業費が総額の二・二%を占め次いで土木費一九・三%、民生費、総務費の順となっております。  
歳出の状況を性質別に分類しますと、第七表のとおりです。  
構成比をみますと、投資的経費が四〇・二%次いで職員給与委員等の報酬である人件費が二三・七%となっております。



東米の山線道路新設工事

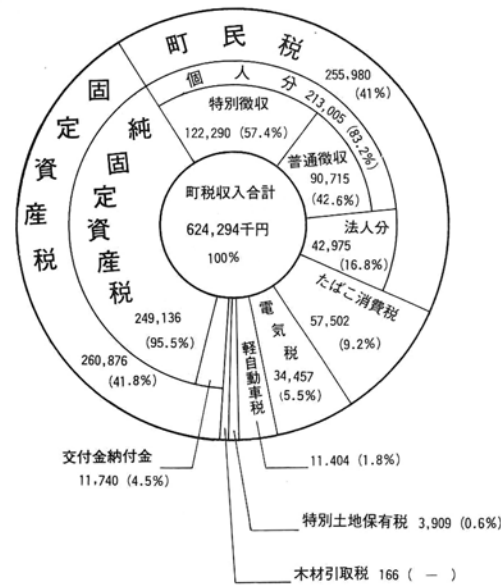
(1) 町 税

自主財源のうち最も大きな割合を占めている町

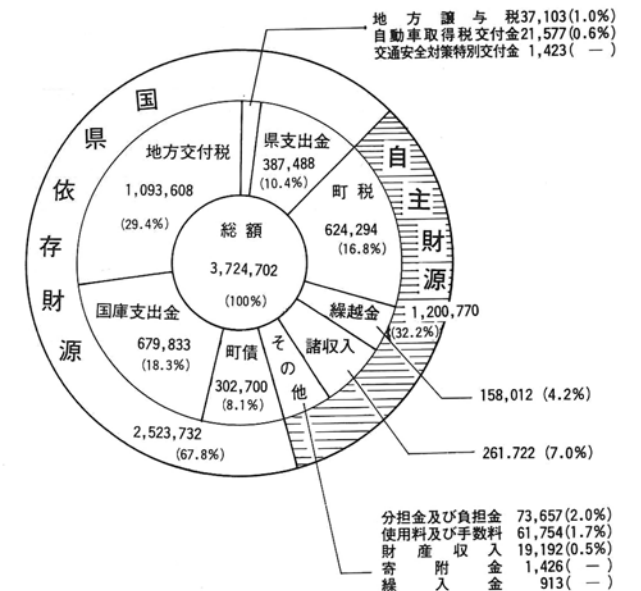
税は前年度にくらべ10.2%の伸びとなっております。

税目別の収入状況は第二図のとおりです。

第二図 昭和56年度町税の税目別収入状況



第一図 財 源 構 成



(第四表) 町民一人当り税負担調  
(人口世帯57.1.1 現在)

| 税目       | 区分 | 一人当り    | 世帯当り    |
|----------|----|---------|---------|
| 1.町民税    |    | 13,673円 | 48,720円 |
| 個人分      |    | 11,377  | 40,541  |
| 2.固定資産税  |    | 13,934  | 49,652  |
| 純固定資産税   |    | 13,307  | 47,418  |
| 3.たばこ消費税 |    | 3,071   | 10,944  |
| 4.電気税    |    | 1,840   | 6,558   |
| 5.軽自動車税  |    | 609     | 2,170   |

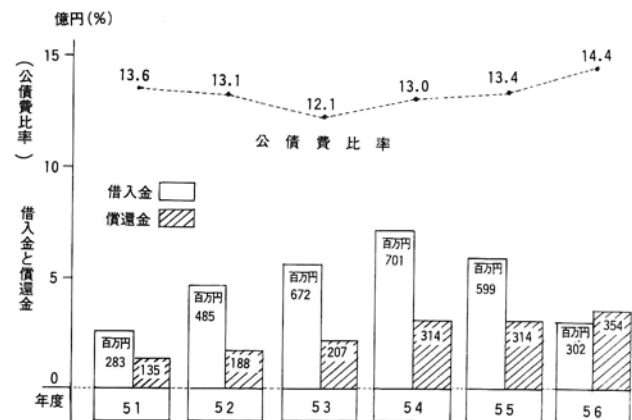


授業風景  
(門川小学校)

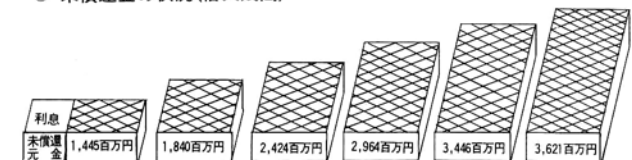


|                          |         |
|--------------------------|---------|
| ▽ 森林整備事業貸付金              | 一五、〇〇〇  |
| ▽ 林業構造改善事業               | 一五、〇七〇  |
| ▽ 公有林整備事業                | 三一、七八九  |
| ▽ 沿岸漁業構造改善事業             | 四三、〇二二  |
| ▽ クルマエビ中間養殖場建設(幼稚仔保育場造成) | 二〇、〇〇〇  |
| ▽ 水産小口融資貸付金              | 二〇、〇〇〇  |
| ▽ 漁港修築事業負担金              | 三七、五九一  |
| ▽ 漁港海岸環境整備負担金            | 一五、九〇〇  |
| ▽ 漁港環境整備計画費              | 四、二〇〇   |
| ▽ 浅海漁場開発負担金              | 三五、〇〇〇  |
| ▽ その他漁業振興対策等補助           | 一五、九六四  |
| ▽ 商工振興対策費                | 二五、七七四  |
| ▽ 観光対策費                  | 一、七七六   |
| ▽ 道路新設、改良及び舗装事業          |         |
| 新設(東一米の山線)……(一四〇米)       |         |
| 改良(六路線)……(九二、八米)         |         |
| 舗装……(一、一八二、八㎡)           |         |
| 総事業費                     | 一一六、一八七 |
| ▽ 交通安全施設整備               |         |
| (ガードレール二七九米)             |         |
| 側溝排水路費                   | 二、八五八   |
| ▽ 丸バエ川海岸保全事業負担金          | 三七、三七一  |
| ▽ 急傾斜地崩壊防止事業負担金          | 四、二〇〇   |
| ▽ 急傾斜地崩壊防止単独事業           | 一七、二三二  |
| ▽ 同和公営住宅増築               | 一一、三〇一  |
| ▽ 宮ノ口土地区画整理事業            | 七、八一八   |
| ▽ 草川土地区画整理事業(繰出)         | 二四〇、一六二 |
| ▽ 門川港線改良事業(延長二三四、九米)     | 八〇、〇〇〇  |
| ▽ 都市下水路整備(延長一二六、六米)      | 三三、〇二九  |
| ▽ 鳴子海浜総合公園整備事業           | 二四、〇八四  |
|                          | 五七、六六一  |

○ 年度別借入額と償還金の状況



○ 未償還金の状況(借入残高)



○ 年度別町債残高

(単位:千円)

| 区 分     | 54        | 55        | 56        |
|---------|-----------|-----------|-----------|
| 政 府 資 金 | 2,330,478 | 2,866,010 | 3,036,296 |
| そ の 他   | 633,953   | 579,600   | 584,468   |
| 合 計     | 2,964,431 | 3,445,610 | 3,620,764 |

○ 政府資金(大蔵省、郵政省)

○ その他(宮崎県、公営企業金融公庫、銀行、市町村共済組合等)

|                              |         |
|------------------------------|---------|
| ▽ 消防関係費                      |         |
| (消防ポンプ自動車、防火水槽四基他消防関係に要した経費) |         |
| 小学校関係費                       | 四七、七五八  |
| 中学校関係費                       | 一九二、七〇三 |
| 幼稚園就園補助                      | 三五、三一七  |
| 奨学金貸付金                       | 八、一六〇   |
| 社会教育関係                       | 三、八五二   |
| ・民団体育成補助                     | 五四、六八二  |
| ・中央公民館改良工事                   | 三、九八〇   |
| ・図書購入費                       | 一五、三〇九  |
| ・町体育協会補助                     | 一、四六五   |
| ・その他                         | 一、六一〇   |
| 災害復旧費                        | 三二、三一八  |
|                              | 八八、七九八  |

・公債費

町が道路、区画整理、漁港整備や学校建設などの事業をするための資金として県知事の許可を得て借入し、長期にわたって返済してゆく借入金を「町債」と言いますが、町債は、事業遂行上、年度間調整資金として認められ、ほとんど全市町村が借入しているものです。その借入金の返済利息等も含め、この公債費が昭和五十一年度では一億三千五百万円だったものが、昭和五十六年度は三億五千四百万円となっています。又残高でも昭和五十六年度末で三十六億二千百万円に達し、財政は、まさに危機に直面しています。

|                  |         |
|------------------|---------|
| ▽ 老人医療費          | 一〇七、〇七九 |
| ▽ 障害福祉費          | 九、六七四   |
| ▽ 老人ホーム費         | 六四、四五七  |
| ▽ 国民年金費          | 一三、二五三  |
| ▽ 同和対策費          | 五、四〇九   |
| ▽ 地区墓地整備費        | 四、三〇〇   |
| ▽ 住宅新築資金貸付事業費    | 三、三八八   |
| ▽ 児童福祉費(保育所、児童館) | 二〇〇、〇七八 |
| (児童手当)           | 四六、四七八  |

## 主な事業概要

(単位:千円)

|                         |        |
|-------------------------|--------|
| ▽ 母子福祉費(乳幼児医療等)         | 二、四三二  |
| ▽ 予防関係費                 | 六、一一六  |
| ▽ 環境衛生費                 | 一四、九六五 |
| ▽ 保健衛生費                 | 二〇、七八八 |
| ▽ 塵芥処理費                 | 五九、二八七 |
| ▽ し尿処理費                 | 七四、五三二 |
| ▽ 失業対策費道路舗装延長(三、三三五、六米) | 六、一〇八  |
| ▽ 農業委員会費                | 六、八二七  |
| ▽ 水田再編対策費               | 六、一二四  |
| ▽ 果樹新生産団地育成対策事業         | 二、〇五五  |
| ▽ うんしゅうみかん園転換事業         | 三、八四一  |
| ▽ かんきつ園地再編整備促進事業        | 一九、〇四〇 |

|                                  |        |
|----------------------------------|--------|
| ▽ 暖地営農村づくり事業                     | 五、九一〇  |
| ▽ 農業構造改善事業                       | 二七、二〇〇 |
| (1) 松瀬地区圃場整備                     | 二九、三六〇 |
| (2) 三ヶ瀬地区農道整備                    | 一一、一〇三 |
| (3) 小切畑地区簡易給水施設整備                | 四、七四五  |
| ▽ 畜産業費                           | 四、九八八  |
| ▽ 五十鈴地区土地改良総合整備事業                | 四〇、六二〇 |
| ▽ 農道整備事業                         | 一九、五二〇 |
| ▽ かんがい排水路整備                      | 二、九四六  |
| ▽ 地籍調査費                          | 一五、一九六 |
| ▽ 竹名農地保全、新川海岸保全、本村基幹排水路事業、県事業負担金 | 一五、五〇九 |
| ▽ 松くい虫予防及び防除事業                   |        |



清掃工場

(第六表) 昭和56年度一般会計決算額の状況 (歳出)

(単位:千円)

| 区 分       | 昭和56年度    |       | 昭和55年度    |       | 比 較 増 減        |             |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------|----------------|-------------|
|           | 決算額(A)    | 構成比   | 決算額(B)    | 構成比   | 増減額(A)-(B)=(C) | (C)/(B)×100 |
| 1. 議会費    | 64,172    | 1.8   | 64,475    | 1.6   | △ 303          | △ 0.5       |
| 2. 総務費    | 429,480   | 12.1  | 403,415   | 9.9   | 26,065         | 6.5         |
| 3. 民生費    | 492,776   | 13.9  | 452,540   | 11.2  | 40,236         | 8.9         |
| 4. 衛生費    | 193,401   | 5.4   | 681,140   | 16.8  | △ 487,739      | △ 71.6      |
| 5. 労働費    | 61,108    | 1.7   | 55,084    | 1.4   | 6,024          | 10.9        |
| 6. 農林水産業費 | 754,331   | 21.2  | 727,110   | 17.9  | 27,221         | 3.7         |
| 7. 商工費    | 37,978    | 1.1   | 36,123    | 0.9   | 1,855          | 5.1         |
| 8. 土木費    | 687,967   | 19.3  | 864,728   | 21.3  | △ 176,761      | △ 20.4      |
| 9. 消防費    | 47,758    | 1.3   | 35,368    | 0.9   | 12,390         | 35.0        |
| 10. 教育費   | 334,974   | 9.4   | 302,763   | 7.5   | 32,211         | 10.6        |
| 11. 災害復旧費 | 88,798    | 2.5   | 107,101   | 2.6   | △ 18,303       | △ 17.1      |
| 12. 公債費   | 355,512   | 10.0  | 316,708   | 7.8   | 38,804         | 12.3        |
| 13. 諸支出金  | 9,112     | 0.3   | 10,349    | 0.2   | △ 1,237        | △ 12.0      |
| 歳 出 合 計   | 3,557,367 | 100.0 | 4,056,878 | 100.0 | △ 499,511      | △ 12.3      |

昭和56年度一般会計決算額の状況(性質別)

(単位:千円)

| 区 分       | 昭和56年度    |       | 昭和55年度    |       | 比 較 増 減        |             |
|-----------|-----------|-------|-----------|-------|----------------|-------------|
|           | 決算額(A)    | 構成比   | 決算額(B)    | 構成比   | 増減額(A)-(B)=(C) | (C)/(B)×100 |
| 人件費       | 842,637   | 23.7  | 786,245   | 19.4  | 56,392         | 7.2         |
| 物件費       | 322,387   | 9.1   | 274,106   | 6.8   | 48,281         | 17.6        |
| 維持補修費     | 14,439    | 0.4   | 11,087    | 0.3   | 3,352          | 30.2        |
| 扶助費       | 235,770   | 6.6   | 192,220   | 4.7   | 43,550         | 22.7        |
| 補助費       | 237,824   | 6.7   | 156,170   | 3.8   | 81,654         | 52.8        |
| 公債費       | 355,512   | 10.0  | 316,708   | 7.8   | 38,804         | 12.3        |
| 投資及び出資金   | 757       | —     | 370       | —     | 387            | 1.0         |
| 貸付金       | 62,352    | 1.8   | 75,250    | 1.8   | △ 12,898       | △ 17.1      |
| 繰出金       | 3,000     | 0.1   | 8,000     | 0.2   | △ 5,000        | △ 62.5      |
| 投資的経費     | 1,429,189 | 40.2  | 2,181,222 | 53.8  | △ 752,033      | △ 34.5      |
| (1)普通建設費  | 1,283,583 | 36.1  | 2,019,025 | 49.8  | △ 735,422      | △ 36.4      |
| (2)災害復旧事業 | 88,798    | 2.5   | 107,113   | 2.6   | △ 18,315       | △ 17.1      |
| (3)失業対策事業 | 56,808    | 1.6   | 55,084    | 1.4   | 1,724          | 3.1         |
| 積立金       | 53,500    | 1.4   | 55,500    | 1.4   | △ 2,000        | △ 3.6       |
| 合 計       | 3,557,367 | 100.0 | 4,056,878 | 100.0 | △ 499,511      | △ 12.3      |

### 特別会計

町の会計は、一般会計のほか、四つの特別会計（第一表参照）と水道事業特別会計があります。これらの会計は、計自体の事業収入又は特定収入を財源として運営されるもので、町の条例や地方公営企業法に基づいて設置され、一般会計と区別して経理されますが、これらの事業が一般会計で施行される各種の事業施策とあわせて本町発展と町民福祉の向上を推進しています。

### 昭和五十六年度

## 水道事業特別会計決算について

昭和五十六年度は、建設事業として、宮ノ口及び加草、庵川線の土地画整理地内の配水管布設工事並びに大迫地区庵川東米ノ山線等の配水管布設工事を実施しております。業務内容については、年度末において給水戸数四、五六〇戸、給水人口一五、五七七人となり普及率は給水区域内人口に対して、九一・七％となり年間一、五八八立方メートルの用水供給を行なっております。昭和五十六年度の決算状況は別表のとおりです。

昭和56年度水道事業損益計算書  
(昭和56.4.1から昭和57.3.31まで)

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 1. 営業収益           | 134,327,475円 |
| (1) 給水収益          | 241,145      |
| (2) 受託工事収益        | 380,240      |
| (3) その他の営業収益      |              |
| 2. 営業費用           |              |
| (1) 原水及び浄水費       | 20,560,229   |
| (2) 配水及び給水費       | 2,431,910    |
| (3) 受託工事費         | 61,981       |
| (4) 総係費           | 37,354,759   |
| (5) 減価償却費         | 20,242,158   |
| (6) 資産減耗費         | 84,804       |
| (7) その他の営業費用      | 10,476       |
| 3. 営業外収益          |              |
| (1) 加入負担金         | 3,210,000    |
| (2) 受取利息及び配当金     | 1,074,427    |
| (3) 雑収益           | 50,200       |
| 4. 営業外費用          |              |
| (1) 支払利息及び企業債取扱諸費 | 36,326,625   |
| 当年度純利益            | 22,210,545   |



水を大切に

昭和56年度水道事業貸借対照表  
(昭和57.3.31現在)

| 資産の部       |             |
|------------|-------------|
| 1. 固定資産    |             |
| (1) 有形固定資産 |             |
| 土地         | 12,248,869円 |
| 建物         | 21,689,164  |
| 構築物        | 439,569,241 |
| 機械及び装置     | 107,230,090 |
| 工具器具及び備品   | 249,034     |
| 車輛及び運搬具    | 776,015     |
| (2) 投資     |             |
| 投資有価証券     | 34,280      |
| 2. 流動資産    |             |
| (1) 現金預金   | 55,403,237  |
| (2) 営業未収金  | 9,415,430   |
| (3) 貯蔵品    | 1,888,094   |
| 資産合計       | 648,503,454 |
| 資本の部       |             |
| 3. 資本金     |             |
| (1) 自己資本金  | 35,697,505  |
| (2) 借入資本金  | 488,674,132 |
| 4. 剰余金     |             |
| (1) 資本剰余金  | 72,137,510  |
| (2) 利益剰余金  | 51,994,307  |
| 負債資本合計     | 648,503,454 |

昭和56年度水道事業剰余金計算書  
(昭和56.4.1から昭和57.3.31まで)

| 利益剰余金の部          |            |
|------------------|------------|
| 1. 減債積立金         | 1,432,000円 |
| (1) 前年度末残高       | 1,090,000  |
| (2) 前年度繰入額       | 2,522,000  |
| (3) 当年度末残高       | 2,522,000  |
| 積立金合計            | 2,522,000  |
| 2. 未処分利益剰余金      |            |
| (1) 前年度末未処分利益剰余金 | 48,972,079 |
| (2) 前年度利益剰余金処分額  |            |
| 1. 減債積立金         | 1,090,000  |
| 繰越利益剰余金年度末残高     | 27,261,762 |
| (3) 当年度純利益       | 22,210,545 |
| 当年度未処分利益剰余金      | 49,472,307 |
| 資本剰余金の部          |            |
| 1. 工事負担金         |            |
| (1) 前年度末残高       | 62,367,510 |
| (2) 当年度発生高       | 7,570,000  |
| (3) 当年度末残高       | 69,937,510 |
| 2. 町補助金          |            |
| (1) 前年度末残高       | 2,200,000  |
| (2) 当年度末残高       | 2,200,000  |
| 翌年度繰越資本剰余金       | 72,137,510 |

## 幸せを、みんなで築く 『国民年金』

### 保険税について

会社をやめることになりました。国保にはいるわけですが、保険税はいつから納めればよいのでしょうか。

答 国保加入のため手続きを役場窓口でしたときには、はじめて被保険者の資格を得て、そのときから保険税を、納めればよいと、いうように考えがちですが、実は、被保険者の資格届（つまり窓口でする加入手続）をする、しないにかかわらず、他の健康保険の適用を受けなくなったときから法律上の

### こんなにあえた 国民年金の受給者

国民年金制度は、定額給付金として二十二年たつた今、多くの住民の老後生活に潤いをあたえています。その受給者は五十七年の三月現在、本町において拠出制年金（掛けてもらえる人）一四七九人、福祉年金（明治四十四年四月二日以前に生まれた人がもっている年よりの年金）八二七人、合わせて二、三〇六人になりました。また、支払われた年金の総額は、六億七千六〇〇万円にもなっております。今後ますます、受給者が増えていきますので、生活に潤いを与えられる住民の輪は、いよいよ広がっていくでしょう。

\*\*\*\*\*

納税義務が世帯主に発生しているわけですが、したがって、この場合職場の健康保険をやめたその日から国保の資格取得日となり保険税の納入は、そのときの月分からということとなります。ですから国保加入の手続きがおくると、さかのぼって保険税を納めなければならず、その間保険税を交付されていまして、その間保険税を受けられないという、いわば損するような結果になります。会社をやめたとき、あるいは他の市町村から転入してきたときは、すみやかに役場国保係に届出をして下さい。

ただし、免除を受けた期間だけ三分の一に減らされますが、保険料を納められるようになったら、すぐ追納してください。十年以内の分ならば、旧料金で納められます。

### 保険料免除の手続きは

お早目！



## がん予防の常識12ヶ条



早期発見・早期治療

- 1 偏食しないでバランスのとれた栄養をとる。
- 2 なるべく同じ食品を繰り返して食べない。
- 3 食べ過ぎを避ける。
- 4 深酒はしない。
- 5 喫煙は少なくする。
- 6 適量のビタミンA、C、Eと繊維質のものをよくとる。
- 7 塩辛いものを多量に食べない。
- 8 余り熱いものはとらない。
- 8 ひどく焦げた部分は食べない。
- 9 かびの生えたものは食べない。
- 10 過度に日光に当たらない。
- 11 過労を避ける。
- 12 体を清潔にする。

## 中小企業永年勤続者

### 表彰さる！！

このたび、県内中小企業に従事する勤労者で永年業務に精励し、他の模範となる方々の表彰が、去る十一月十五日、県庁二階講堂で行われ、本町からも次の五名の方々が、めでたく表彰されました。

志田 郁（五十鈴林業）  
奈須桃太郎（同右）



・標語の部

最優秀賞

ふつとでた変なあだ名は

きずつける

門川中 二年 原田 道代

優秀賞

「差別の目」「差別の心」

それこそ心の障害者

門川中 二年 安田 美佐

人権はみんなの尊い宝物

二年 松村 達也

金賞

門川中 一年 和田美和子

一年 吉塚 聡子

銀賞

門川中 三年 黒木 啓光

二年 米良 隆治

二年 柳田 優一

二年 日高 彰

銅賞

門川中 三年 山之内華子

三年 矢野かほる

三年 久保崎晴美

二年 中村 博

二年 興梠 秀信

昭和五十七年度  
全国中学生  
人権作文コンテスト  
中央大会推選者



門川中 三年 黒木 謙吾

三年 北田亜津子

三年 長友 重男

三年 黒木千枝子

三年 甲斐 憲子

二年 坂本 千春

二年 吉村けいこ

一年 吉塚 久美

一年 和田美和子

西門川中 三年 松田ルミ子

毎年年末になりますと、ゴミ及びし尿の収集量が多くなり、皆さんにご迷惑をおかけしておりますが、この時期のゴミ、し尿の収集を円滑に行なうため、次の通り収集することになりましたので、ご協力をお願いします。

◎し尿汲取り申し込みは12月10日までとしますが、年末におしせまると収集が多くなりますので、早めに申し込んで下さい。10日以降に申し込んでも年内の汲取りはできません

◎最近、ゴミを出す場合はもえるものとえないものゝ区分が悪く処理に支障をきたすおそれがありますので、収集に出す場合はきめられた日、きめられた場所にもえないものもえるものとを完全に区分して午前8時30分までに出して下さい。直接持ち込む場合も完全に区別して下さい。

|       |        |        |        |        |      |   |   |   |      |          |   |
|-------|--------|--------|--------|--------|------|---|---|---|------|----------|---|
| 日     | 27     | 28     | 29     | 30     | 31   | 1 | 2 | 3 | 4    | 5        | 6 |
| 曜     | 月      | 火      | 水      | 木      | 金    | 土 | 日 | 月 | 火    | 水        | 木 |
| 収 集 車 | 注<br>1 | 注<br>2 | 注<br>3 | 注<br>4 | 休みます |   |   |   | 平常通り |          |   |
| 直接搬入  | 平常通り   |        |        | 注<br>5 | 休みます |   |   |   | 平常通り |          |   |
| し尿収集  | 平常通り   |        | 休みます   |        |      |   |   |   |      | 平常<br>通り |   |

- 注1 27日は月曜収集地区のもえるもののみ収集します。  
注2 28日は火曜収集地区のもえるもののみ収集します。  
注3 29日は水曜収集地区のもえないもののみ収集します。  
注4 30日は土曜日(58年1月1日)収集地区分を繰上げてもえないもののみ収集します。  
注5 直接搬入の受入れは30日は6時まで行います。

不燃物捨場のテレビ



※ 建築廃材を持ち込む場合、次の事項をお守り下さい。

1. 建築又は一般家庭において清掃した場合の廃材(木片、板、ベニヤ)又は樹木、枝も必ず長さ70cm、直径20cm以内に切断して持ち込んで下さい。
2. 廃材は必ず金属類(釘、ハリガネ、蝶ツガイ、カスガイ等)は取りはずして下さい。
3. 柱、ケタ、ハリ、大木等はそのまま指定場所へ搬入出来ます。
4. 窓枠は、ガラス、金具類は取りはずして長さ70cm以内に切断して下さい。
5. タンス、机等は取りこわして下さい。

注意

- ① 切断していないもの金属類が付いているものは受け入れません。
- ② 産業廃棄物は全面規制致しております。

お問合せは清掃事務所まで (電話 ③~5431)

相手の立場を考えて  
豊かな人間関係を



今年も人権週間が始ります。  
この人権週間の由来は、一九四八年(昭和二十三年)のパリにおける第三回国連総会において世界人権宣言が採択された十二月十日を記念してこの日を「人権デー」と定め、世界各国が人権を尊重擁護

することを誓ったものです。  
わが国でも十二月四日から十日までの一週間を「人権週間」として広く一般に基本的人権思想の普及と人権意識の高揚を呼びかけています。本年度の重点目標は、「人権の共存」……互に相手の立場を考えて豊かな人間関係をつくらう……です。

これは最近自分の権利のみを主張するあまり、他人の人権を尊重しなければならぬということに忘れてしまったり、軽視したりする傾向にあるため、相互に相手の立場を考慮して豊かな人間関係をつくることを強調するものです。  
このほか強調事項として「部落差別をなくそう」「婦人の地位を高めよう」

を掲げて取り組んでいます。

こんなときには  
人権擁護委員会

人権が侵されたり、侵されるおそれがある時、そのほか家庭内の問題、借地、借家、登記、金銭貸借問題などいろいろなことで困りの方は、お近くの人権擁護委員又は、宮崎地方方法務局延岡支局へご相談ください。

相談は無料で秘密は固く守られますので、安心して気軽にお出かけください。

門川町では人権モデル地区指定を受け毎月特設人権相談所を開設いたしております。十二月は次により開設いたしますのでご利用いただけますようお知らせいたします  
期日 十二月七日(水)  
午前十時~午後三時  
場所 中央公民館  
法務局職員 下郡照季  
人権擁護委員 請関杉芳  
柴田重喜  
法務局へ相談される場合は延岡市南町二丁目一番八  
宮崎地方方法務局延岡支局  
電話(〇九八二)二二七九

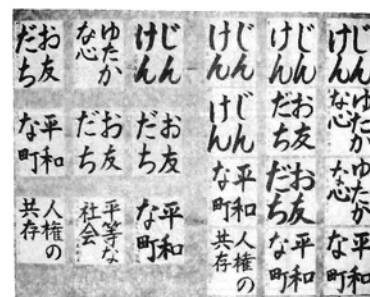
・習字の部

最優秀賞

門川小 三年 栗田 緑

優秀賞

西門川小 四年 本田 充生  
門川小 五年 太田 恭子



入賞した作品

金賞

門川小 四年 中武こずえ

三年 雨無 優子

六年 椿原 恵美

銀賞

草川小 四年 岩切 澄江

門川小 六年 金丸 祥子

三年 佐藤 淳志

五年 甲斐ひとみ

銅賞

門川小 四年 神戸 誠一

五年 山田 一代

草川小 三年 米沢かつみ

門川小 六年 金丸こずえ

六年 金丸 暢恵

人権週間 12月4日~10日

人権モデル地区における  
作品入賞者のお知らせ

昭和五十七年度門川町は人権モデル地区指定を受けております。夏休み期間中に宮崎地方方法務局、宮崎県人権擁護委員会、門川町人権モデル地区推進協議会、宮崎、延岡人権擁護委員会協議会、主催により人権モデル地区内における小、中学校の児童及び生徒に対し人権に関する習字及び標語の募集を通じて、基本的人権尊重の思想を普及高揚するとともに作品の展示等により広く人権思想の啓蒙をはかる目的で小学三年生~六年生児童は習字、中学校生徒は標語の募集が行われ次のとおり作品の入賞者が決まりましたのでお知らせいたします。



# 年末・年始の

## 交通事故を 防止しましょう

人や車の動きがかわたらしい、年末年始には例年交通事故が多く発生しています。

この交通事故を防止するために十二月二十日(月)から一月十日(月)まで「年末年始の交通安全運動」が実施されます。

門川町内から悲惨な交通事故を出さないよう、また交通事故に合わないよう町民の皆さん一人一人が交通安全運動の主旨を十分理解していただきまして、交通事故防止に御協力下さいますようお願いいたします。

町民の皆さん、みんなで次のことを良く守って、年末年始の交通事故を防止し、明るく楽しい正月を迎えましょう。

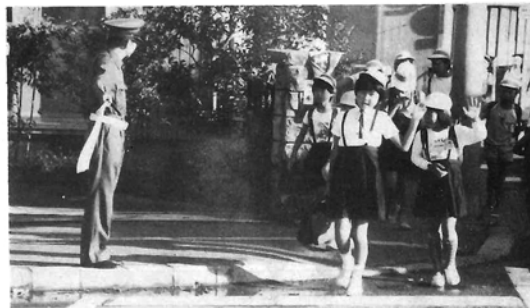
### ◎運転者の皆さんへ

◎車の安全は、まずスタートが肝心

シートベルト、ヘルメットをしつかりつけましょう。特にシートベルトは「安全運転宣言」につながります。

◎年末は仕事に追われて、過労になりがちです。夜ふかし、過度の飲酒を慎み十分睡眠をとるようしましょう。

◎年末特有のあわただしさから、一時停止を怠ったり、無理な追い越しをしがちです。忙しい時ほど心に余裕をもち、安全運転に徹するよう心がけましょう。



交通ルールを守り通学する児童たち

### ◎自転車利用の皆さんへ

◎自転車は、ブレーキ、ベル、前照灯、尾灯(反射鏡、反射テープ)などを整備し、TSマークの貼付してあるものに乗りましょう。

◎交差点を通行するとき、道路を横断するときは、自転車横断帯を通りましょう。

◎見とおしの悪い交差点を通るとき、狭い道路から広い道路に出るとき、進路を変えるとき、右折するときなど、一度止まって安全を確認しましょう。

足もとの「ストップマーク」にもよく注意しましょう。

◎暗くなったら、必ず前照灯をつけましょう。無灯火の自転車は自動車から見えにくいので大変危険です。

◎飲酒運転は禁止されており、ふらつき運転は重大事故の原因となります。

### ◎歩行者の皆さんへ

◎道路の横断は、まず「一旦停つて」左右の安全を必ず確かめましょう。たとえ遠回りでも横断歩道や歩道橋を利用しましょう

◎ストップマークはあなたの安全を守るためのマークです。足もとの「ストップマーク」に注意し、必ず一度止まって左右を確認しましょう。

◎車が通り過ぎたすぐ後や、止まっている車のすぐ前や後からの横断は大変危険です。左右の見とおしのよい場所から、安全を十分確認して横断しましょう。

◎小さな子供さんをつれて外出するときは、必ず手を引いて歩きましょう。お母さんが買物に夢中になったり、一人で先に道路を横断するなど子供から目を離さないように、また、歩行中は

## 年末・年始における

## 盗犯・少年非行等を

### 防ぎましょう

十二月は、お正月の準備などであわただしくなり、家をあける機会も多く、また、ボーナスのシーズンでもあり、何かと大きな金がかかりやすいため、金融機関を狙う強盗事件をはじめ、あき果ねらなどの犯罪や少年非行などが多発する時期でもあります。

そのため警察では、この時期を「年末・年始の特別警戒」と定めて犯罪や事件、事故の防止に努めています。

いよう次の点に注意しましょう。

### ◎盗犯の防止

◎ちよつとの留守でも必ず「カギ」をかけ、隣近所に一声かけて頼んでおきましょう。

ちよつと近所まで買物などというときは、ほんの五、六分だからという軽い気持ちからカギをかけずに出かけたりするものです。あき果ねらのはとんどが、このちよつとした油断をついてカギをしていない場所(玄関、勝手口など)から侵入しています。

### 高級化したおもちゃ



あき果ねらいが一仕事して逃走するまでには、三分から五分間あれば十分とされています。ちよつとの留守でも必ずカギをかけることが盗犯を防ぐ第一歩です。また、金融機関などをねらう強盗犯の多くは盗難車輛を使用しています。自動車から離れるときは、必ずキーを抜きとりドアロックを完全にしましょう。自転車やバイクの盗難も多くなっています。ちよつとした手間は、自転車にはカギを、バイクはキーを抜きとり、ハンドロックをしておきましょう。

◎多くの現金は家に置かないようにしましょう。あき果ねらいなどの窃盗犯が、まず目に付けるのは現金です。家にはなるべく必要以外の現金は置かないようにしましょう。また預金通帳と印鑑は必ず別の場所に保管しましょう。

◎大金を持ち歩く場合は十分気をつけましょう。

年末になり、例年多くなるのがひつたりです。なかでもねらわれやすいのが女性です。大金を持ち歩く場合には二人以上で行動しましょう。また、金融機関との往復などはタクシーか自家用車を利用しましょう。

### ◎少年非行の防止

◎非行のきざしを早目に発見しましょう。

### シリーズ

### 門川町青少年健全育成町民会議だより (27)

## 話しかけても、 ものを言わない子供は、 どこにその原因があるのでしょうか。

### 無言の反抗

中学生になると背も急に高くなり、声も変わってきます。心の面も同じように成長しています。ですから小学生の頃なら無邪気に答えられたような親の質問に対して「またそんなことを聞く」と、ばかばかしくなってくるのです。

「いつも同じことを……」と腹たたくくなり、いらいらして素直に話せなくなるのです。

話さないのは反抗です。無言の口答えです。反抗は大人へのステツプです。あなたの子供はたしかに成長しているのです。

### もの言え

### くちびる寒し

一言話すと、すぐ親がそのことについて、べらべらしゃべる。結局は「もつと勉強を」となりひどいときは兄弟と比べられ、近所のだれちゃんとか比べられる。いつもこんなことのくり返しなら、何も話さなくなっても不思議ではありません。



仲よく通園

### 話し上手は聞き上手

等と、子供なりにいろいろなことを考えます。親への思いやりもありましょう。また、性格的に無口なのかもしれません。よく話すことが必ずしも良いこととは限りません。

さて、あなたの子供はどれに当てはまりますか。きちんとした答が出なくてもおおよその傾向がわかればいいのです。

いらいら、ばたばたしないですつしりかまえてやさしい愛情で接してください。やがて、潮が満ちて来ても貝が殻を開くように口を開いてくれます。口を開かせるのは心を開かせることなのです。

何かを話したら、終りまで根気よく、やさしく聞いてやります。せつかく口を聞いたのに、それに関係ないこと、過去のことに結びつけて、お説教をしないことです。まず、子供の言い分を聞いてやり、その後親の考えを話します。自分が話したいときは、相手の話に耳をかたむけることです。誰にも、何も話したくない、そんな人間はいません。いるとすればそうさせる何かがあるのです。

子供の話の聞き役にまわることがこの年代の親には大切なことです。次回、わがままで暴力を振う子供はどこにその原因があるのでしょうかを掲載します。



ライオンズクラブより図書費の贈呈式

|                |         |
|----------------|---------|
| 一、蔵書数          |         |
| 児童用図書          | 一、四〇二冊  |
| 成人用図書          | 三、八七四冊  |
| 計              | 五、二七六冊  |
| 二、五十六年利用者貸出し冊数 |         |
| 小学生            | 八、八九〇冊  |
| 中学生            | 七六六冊    |
| 高校生            | 二二七冊    |
| 一般             | 三、〇四九冊  |
| 計              | 一一、九二二冊 |

## 寄附金お礼

### 門川ライオンズクラブ様より

去る十一月十一日、門川町ライオンズクラブ、(会長黒田日出博様)より、中央公民館図書室へ図書

の充実に役立ててほしいと一昨年に引続き二十万円のご寄附をいただきました。  
ここに厚くお礼申し上げます。  
町といたしましても毎年二百万円の予算を計上し内容の充実を図っているところであります。  
また一般住民の方々からも毎月のように蔵書のご寄贈をいただいております。皆様方のご好意に心から感謝しているところでございます。  
現在の蔵書数並びに、昨年度の利用状況は次のとおりです。

## 成人式

### 成人式参加申し込みについて

#### ◎申込期間

昭和57年12月1日～12月20日まで

門川町教育委員会では来年一月十五日に新成人者を祝い励ます成人式典を行いますが、町内に住んでいない方には参加申込書を送付いたしますが、町内出身者で町外に住んでいる方でも参加できますので町外に住んでいる方について

成人式日時

昭和五十八年一月十五日

場所 中央公民館

対象者

申込先

門川町教育委員会社会教育課

TEL 三一一四〇番

内線 四十九番

葉書でも結構です。

申込期間

昭和五十七年十二月一日から十二月二十日まで

服装の簡素化に御協力下さい。

## 門川俳句会

### 十一月句会

#### 作品から

・集塵車秋には秋の曲鳴らし  
・孫とあそぶ余生いくばく秋の灯  
・早川 美江

・知る人もなく萩こぼれおり山路ゆく  
・秋高く無心に座して弓を張る  
・小田登美枝



道行く人の目を惹きつける菊

・陶工の苦心の色や柿の赤  
・手づくりの野菜気づかい冬構え  
・野地純泉

・鏡拭く六十路の素顔萩白し  
・秋暑し男一途に種をまく  
・米良耕月

・クラス会六十路の女秋の灯  
・紅葉散る山魚の里に歩を運ぶ  
・黒木雪世

・餅撒の隣家の菊を避けて撒く  
・病みて剪る爪の密柑に染りいく  
・佐藤 優

・何気なく触れて山茶花散らしけり  
・秋茜燃えて綾線描き出し  
・今村秀峯

・鯉雲鳴門を跨ぐ大架橋  
・湯の宿にわれ一人なり秋の暮  
・佐藤蘇舟

・隣村一步で跨ぐ落葉道  
・おおむけにかがし抱えし農夫かな  
・黒木白洋

・香気高く山茶花庭を賑わする  
・陰膳に秋簾を添え遠き児に  
・日高青舟

## 職業訓練生募集

### 募集

県内の県立及び国立の職業訓練校では、五十八年度職業訓練生を募集しています。

・応募資格

(1)養成訓練生

①普通2類訓練課程(一年間)

高等学校卒業程度以上の学力を有する者

②専修1類訓練課程(二年間)

中学校卒業程度以上の学力を有する者

③普通1類訓練課程(二年間)

④に同じ

(2)能力再開発訓練生

公共職業安定所の受講指示により職業訓練を受ける者

・応募手続

最寄りの職業訓練校か、公共職業安定所に入校願書及び関係書類を提出して下さい。

・募集期間

十二月から一月

但し、能力再開発訓練(六ヵ月訓練)の四月入校の者は、一月から三月、十月入校の者は七月から九月。

・訓練科目

建築科 機械科 電気機器科  
木工科 板金科 溶接科外九科

・選考及入校期日

一月下旬に書類審査、筆記試験  
適性検査及び面接を行います。試験科目は、国語、社会、数学ですが、訓練科目によつて、関連学科が追加されます。

入校日は四月上旬です。(能力再開発訓練は四月と十月)

・その他

在校中、各種の特典があります。その他詳細については、最寄りの職業訓練校か、公共職業安定所にお尋ねください。

## 高等水産研修所 研修生募集

水産業の長期的な展望と未来は新しい時代の要請として、漁業に若い素質のある後継者を求めています。宮崎県では本県漁業の中堅的役割を担う人材養成のため、宮崎県高等水産研修所生徒を募集します。

(一)種別及び募集定員

・本科 二十名程度

漁業(船長)コース 十名

機関(機関長)コース 十名



チリメンの水揚げ(門川漁港)

・専攻科 五名程度

増殖コース

(二)応募資格

・本科

中学校卒業生(57年度卒業見込みを含む。)

・専攻科

高等学校卒業生(57年度卒業見込みを含む。)

同等以上の学力を有すると認められた者。若しくは水産に関する基礎的知識、技術を修めた者で、所長が適当と認めた者

(三)修業年限

本科、専攻科とも一年です。

## 技能士通信制訓練

### 受講者募集

生産現場における技能者は、技術革新の進展に伴い絶えず技術の向上に務めなければなりません。時間的、地域的制約等のため、十分な向上訓練を受けることが困難な状況にあると思われます。このような技能者に、生産技術の進歩に対応するための専門的な知識を系統的に習得できるよう、職業訓練大学校では、通信制による一級及び二級技能士訓練課程の向上訓練を実施しています。

なお、特典として修了者には、技能検定の学科試験が免除されます。

(一)一級技能士通信制訓練

・科目 機械加工 仕上げ  
板金 配管の四訓練科

・期間 一年(随時受付)  
・受講料 八千円(年額)

(二)二級技能士通信制訓練

・科目 板金 家具木工 配管 建築 機械 建築塗装  
左官外二十二訓練科

・期間 一年(随時受付)

・受講料 六千円(年額)

(三)問合せ先

宮崎総合高等職業訓練校  
宮崎市大字恒久四二四一番地  
電話 宮崎五一一一五二

## 指定日に

### お届けします

### お祝い電報

結婚式や成人式などのお祝い電報は十日前から予約でき忘れる気づかいもありません。結婚シーズンの大安日、土曜、日曜日などは大変ごみあいますので早目にお打ちください。

三日前までにお打ちになると一五〇円割引になります。なお電話で打たれる方は局番なしの「一一五」をダイヤルください。

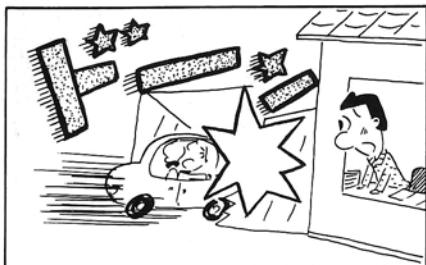
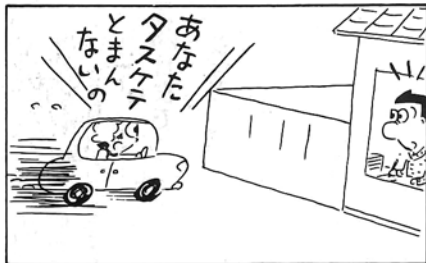
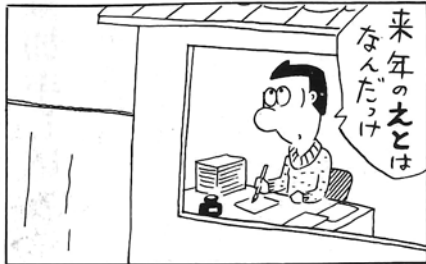
日向電報電話局



# さわやか君



西村 宗



去る10月28日、門川農業高校生徒会  
(180名) によって、中須児童公園内の  
清掃作業が行われました。

## 贈書お礼



すすはらい

この度、次の方から中央公民館  
図書室へ蔵書のご寄贈をいただき  
ました。

ここに厚くお礼申し上げます。  
さつそく図書室に備えつけまし  
て、多くの方からご利用してい  
たきたいと思います。

一、寄贈者

加草 三野嘉都美様より  
成人用図書 二十冊

## ごめい福を祈る

| 死亡者氏名  | 年令 | 住所    |
|--------|----|-------|
| 岩佐 ハツ  | 82 | 竹名    |
| 加地 新市  | 68 | 五十鈴   |
| 富永 力栄  | 59 | 五十鈴   |
| 安田チハル  | 68 | 五十鈴   |
| 松田 英雄  | 48 | 上町    |
| 日高 かつ津 | 66 | 東栄町   |
| 松本 包   | 70 | 東栄町   |
| 金丸シゲノ  | 60 | 栄ヶ丘   |
| 黒木スエノ  | 73 | 旭町    |
| 奈須 清一  | 68 | 下納屋   |
| 田口 忠功  | 58 | 上納屋一区 |
| 高橋 トメ  | 76 | 中村    |
| 高橋 秋夫  | 52 | 加草四区  |
| 岩田 フィ  | 90 | 庵川西   |
| 小川 浅平  | 74 | 庵川東   |
| 小川 フクミ | 70 | 庵川東   |

## 香典返しお礼

| 下納屋 | 故奈須 清一殿 |
|-----|---------|
| 東栄町 | 故松本 包殿  |
| 五十鈴 | 故加地 新一殿 |
| 旭町  | 故黒木スエノ殿 |
| 平城東 | 故安田チハル殿 |
| 庵川西 | 故岩田 フィ殿 |
| 上町  | 故二宮ヨシエ殿 |
| 東栄町 | 故山本 清助殿 |

右の方々には、不幸にして、ご  
逝去なされ、喪主の方より香典返  
しとして、金一封を社会福祉事業  
にとご寄贈いただきました。

ここに厚くお礼申し上げますと共  
に、故人のご冥福を心からお祈り  
申し上げます。

尚使途につきましては、その主  
旨にそいまして、社会福祉事業に  
活用させて頂きたいと存じます。

|        |        |
|--------|--------|
| 一金貳万円也 | 奈須カオル殿 |
| 一金参万円也 | 松本ヒサ子殿 |
| 一金貳万円也 | 加地 綾子殿 |
| 一金壹万円也 | 黒木 好隆殿 |
| 一金五万円也 | 安田 厚殿  |
| 一金参万円也 | 岩田 豊殿  |
| 一金五万円也 | 二宮 金儀殿 |
| 一金参万円也 | 山本八重子殿 |

締切日(十一月十八日迄分)

社会福祉法人

門川町社会福祉協議会